

仕様書等に関する質問書に対する回答書

徳島県企画総務部管財課

令和7年12月26日付けで公告された「徳島県消防防災航空隊及び徳島県警察航空隊ほか18施設で使用する電気」の仕様書等に関する質問書に対する回答は次のとおりです。

番号	質問事項（原文のまま）	回答
1	内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。 税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。	内訳書に入力する各単価は税抜となります。 契約の税込単価は小数点第3位以下が生じた場合を小数点第3位を四捨五入します。
2	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。	内訳書の基本料金単価及び電力量料金単価は小数点以下2位までとなります。
3	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。 ① 基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点3位以下切り捨て） ② 電力量料金＝使用電力量×単価（小数点3位以下切り捨て） ③ 燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量料金×単価（小数点3位以下切り捨て） ④ 再エネ賦課金＝使用電力量×単価（円未満切り捨て）※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計＝【①、②および③の料金の合計（円未満切り捨て）】＋④ 税込総額→税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額＝⑤×100/110（円未満切上）	①及び②についての小数点3位以下切り捨てとなります。 ③及び④は入札時の算定に含みません。 ⑤小数点以下は切り捨てとなります。 ⑥入札説明書2項(3)①のとおり、入札書記載金額と入札内訳書記載の電気料金合計（税抜）が一致するようにしてください。
4	入札金額の算定時には、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない認識でお間違いないでしょうか。	間違いありません。
5	入札書の日付について、現在「令和8年2月24日」と入力されております。 25日（入札日）へ修正しても問題ありませんでしょうか。	入札書の日付に、別添のとおり修正します。
6	入札書と内訳書を同封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	入札内訳書については入札書と同じ封筒に入っていれば、「留め方や箇所、割り印等」の指定はございません。
7	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	入札説明書2(5)のとおり、入札執行回数は1回です。
8	現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。（適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください） 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等	契約電力会社はエバーグリーン・マーケティング株式会社、契約種別は質問別紙のとおりです。

番号	質問事項（原文のまま）	回答
9	本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	現在、予備電力の契約はありません。
10	本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	現在、自家発補給電力の契約はありません。
11	協議制契約(500kW)の場合契約電力変更を1年間以内に2回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか	契約電力に関する契約書（案）第6条について、別添のとおり修正します。契約超過金については、修正後の契約書（案）第6条第4項のとおりです。違約金については、仕様書3(2)に該当すれば協議します。
12	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。 （500kW未満の実量制契約の場合） 直近請求書の契約電力を引き継がさせていただきます。 （500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合） ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。 （落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がさせていただきますのでご了承ください。） （500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合） ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 （落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がさせていただきますのでご了承ください。）	契約電力の変更希望は現在ありません。 また、変更する場合、変更までに時間を要することは承知しております。
13	請求書の表記について、 【繰上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026 年 4 月 1 日から 2026 年 4 月 30 日まで使用した電気料金は、2026年 4 月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026 年 4 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026 年 4 月 18 日から 2026 年 5 月 17 日まで使用した電気料金は、2026 年 5 月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026 年 5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 ※上記日付はあくまでも、一例です。それぞれの検針日により日付は異なります。	検針日は、契約書（案）の第7条のとおり各月の1日午前零時のため、繰上検針の考え方で差し支えありません。

番号	質問事項（原文のまま）	回答
14	弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。（入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません） 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が公表している最新の約款（以下、みなし小売約款）に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。	燃料費等調整単価は、契約書（案）第9条第2項（2）のとおりです。 なお、みなし小売電気事業者（四国電力株式会社）の標準供給条件（電気標準約款）の燃調費調整制度に準じるかどうかは、「一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要項）等」をもとに協議により判断します。
15	燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じただくことは可能でしょうか。	協議については、仕様書3（2）のとおりです。
16	仕様書3その他（2）にて「当該地域を所管する一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本需給約款）等を基に」と記載がありますが、一般送配電が定めているのは「最終保障約款」のみとなっており、「最終保障約款」は通常、何らかの理由で小売電気事業者と契約できない需要家が契約をするものになります。 燃料費調整額も最終保障約款のほうが割高になることから弊社としてはみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）の標準供給条件（電気標準約款）の燃調費調整制度に準じたいのですが問題ございませんでしょうか。 上記対応が不可能な場合は入札への参加が出来かねる場合がございます。	燃料費等調整単価は、契約書（案）第9条第2項（2）のとおりです。 なお、みなし小売電気事業者（四国電力株式会社）の標準供給条件（電気標準約款）の燃調費調整制度に準じるかどうかは、「一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要項）等」をもとに協議により判断します。
17	弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8～10営業日迄に発行させていただき、15営業日迄に原本の到着（請求書の原本郵送が必要な場合に限り）とさせていただきます。ご了承ください。	毎月10日頃であれば、差し支えありません。
18	支払期日について、下記期日をお願いしております。ご了承ください。 【銀行振込の場合】検針日から30日以内（検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内） 【口座振替の場合】繰上検針で当月27日、分散検針で翌月14日（2～15日）と翌月27日（16～31日）にお振替	料金の請求及び支払については、契約書（案）第10条第3項には、適法な請求日を受理した日から30日以内に支払と記載しています。 内容変更については、申し出の内容により協議に応じるか否かについては発注者が判断します。
19	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）	請求書については、専用Webページからのダウンロード形式（電子請求書）で差し支えありません。
20	お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	支払は施設毎に行います。銀行口座の振込、口座からの引き落としどちらの場合もあります。
21	【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	1施設の電気料金を分割して支払いすることはございません。

番号	質問事項（原文のまま）	回答
22	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	契約書については、原則「契約書（案）」の内容のとおりですが、軽微な内容変更については、申し出の内容により協議に応じるか否かについては発注者が判断します。
23	契約書の締結に関して、『落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に…』と記載されておりますが、こちらの期限は押印済み契約書が双方の手元にあり取り交わしを完了させた状態のことか、契約書に記載する締結日の指定かだとどちらになりますでしょうか。 弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定のため5日以内に製本や押印を完了し郵送まで完了させることは難しいと考えております。 そのため、上記期日を取り交わし期日となる場合、期日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	契約締結日については、原則入札資料に記載の契約期間の初日を予定しています。 落札決定後、速やかに内容について確認が頂きますが、「製本・押印・発送」は、契約締結日を若干過ぎることは、致し方ないと考えています。
24	適合証明書に関して、「直近年度」との指示がありますが、こちらは「令和6年度」と捉えて問題ありませんでしょうか。	差し支えありません。
25	基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただけますでしょうか。	契約金額（基本料金および従量料金単価）の改定については、契約書（案）第2条第4項に定められた場合に限るものとし、契約期間内は原則として改定は行いません。したがって、託送供給約款の変更等に伴う単価の変更協議についても、原則として応じかねます。ただし、社会情勢の激変等により、仕様書3(2)（疑義等の協議）に該当するような予期せぬ事態が生じた場合には、その時点で協議の可否を判断することとなります。
26	電力切替のお手続きが供給開始の15営業日前までに不備のない状態で手続きを終える必要があります。落札後の手続きとして下記の流れになります。 ①請求書データより、必要な情報を弊社にて記載した申込書の作成（契約名義・供給地点番号・契約会社・契約会社お客様番号） ②弊社記載後各拠点のご担当者様情報（所属部署・名前・メールアドレス）と各需要場所の主任技術者様の情報（所属会社、担当者名、電話番号）等を申込書に記載頂く ③現供給電力会社および送配電への連携（供給開始前15営業日以内※不備のない状態） 上記対応が必要なため、「供給地点情報が記載されている請求書」を3営業日以内にいただきたいのですが、ご対応可能でしょうか。 また電気事業法上、各需要場所の主任技術者様の情報を取得する必要があるため、②をご用意するまでにあらかじめご確認とご用意をお願い致します。	承知しました。
27	その他 請求書について ・請求書について印影なし（代表者名、責任者・担当者名および連絡先記載）が通常となりますが、ご了承いただけますでしょうか。印影がやむを得ず必要の場合、電子印（法人印）のご対応となります。	電子印（法人印）の対応をお願いいたします。

番号	質問事項（原文のまま）	回答
28	電気不使用時 ・電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としてもよろしいでしょうか。半額算定の計算式は、以下のとおりです。〈計算式〉基本料金（未使用月）＝契約電力（k w）×基本料金単価（円）× 0.5	差し支えありません。
29	燃料費等調整単価について ・当該地域を所轄するみなし小売り電気事業者が、燃料費等調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、弊社においても同様に見直しを行う可能性があります。その場合、契約単価（基本料金・従量料金単価）と燃料調整費について、協議に応じて頂けますでしょうか。	燃料費等調整単価は、契約書（案）第9条第2項（2）のとおりです。 なお、協議については、仕様書3（2）のとおりです。
30	請求書アップロードタイミングについて ・弊社の毎月の請求書発行は検針日にかかわらず月初（第6～10営業日）となりますがご了承いただけますでしょうか。（例）毎月1日検針の場合：3月1日検針日から4月1日検針日前日ご使用分は4月の第6～10営業日請求書発行毎月1日以外での検針の場合：3月15日検針日から4月15日検針日前日ご使用分は5月の第6～10営業日請求書発行※上記例の検針日はあくまでも参考です。	毎月10日頃であれば、差し支えありません。
31	契約料金について 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	契約金額変更は契約書（案）第2条第4項に記載のとおりです。それを除けば、契約期間中は原則、契約金額の改定を行いません。 協議は、仕様書3（2）に該当すれば応じます。
32	契約締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	契約書については、原則「契約書（案）」の内容のとおりですが、軽微な内容変更については、申し出の内容により協議に応じるか否かについては発注者が判断します。
33	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード）	請求書については、専用Webページからのダウンロード形式（電子請求書）で差し支えありません。
34	1施設の電気料金のお支払いが複数からなることはございますか。（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。	1施設の電気料金を分割して支払いすることはございません。
35	電気不使用時 ・電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としてもよろしいでしょうか。半額算定の計算式は、以下のとおりです。〈計算式〉基本料金（未使用月）＝契約電力（k w）×基本料金単価（円）× 0.5	差し支えありません。
36	燃料費等調整単価について 請求金額算定に伴う、燃料費等調整単価については、2025年度 四国電力高圧用に適用される値を採用との認識でお間違いないでしょうか。（参照：2025年12月分 -7.36円、同11月分 -7.41円）	燃料費等調整単価は、契約書（案）第9条第2項（2）のとおりです。 なお、協議については、仕様書3（2）のとおりです。
37	契約後、請求金額算出に伴う基本料金単価・従量料金単価の税込算定について 当入札での入札金額積算にあたっては、税抜単価を利用致しますが、もし弊社との契約の場合、毎月の請求書内の記載は税込単価となります。その際、税抜単価から税込単価への算定は、税抜単価×1.1とし、小数点3位以下切り捨て処理で宜しいでしょうか。	小数点3位を四捨五入してください。

番号	質問事項（原文のまま）	回答
38	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか（500kW以上の協議制契約の場合）。 ある場合、契約電力変更は管轄エリア電力会社の承認が必要のため、ご希望に添えない場合が御座います。ご了承ください。	契約電力の変更希望は現在ありません。 また、変更する場合、変更までに時間を要することは承知しております。
39	【燃料費調整について】 契約書（案）第9条（2）「当該地域を所轄する一般送配電事業者が採用する額とする。」と記載がございすが、一般送配電事業者（四国電力送配電株式会社様）が定めるのは最終保障供給約款となりますでしょうか。または、みなし小売電気事業者（四国電力株式会社様）の電気需給条件[高圧・特別高圧] となりますでしょうか。どちらを適用となるのかご教示ください。	燃料費等調整単価は、契約書（案）第9条第2項（2）のとおりです。 なお、みなし小売電気事業者（四国電力株式会社）の標準供給条件（電気標準約款）の燃調費調整制度に準じるかどうかは、「一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要項）等」をもとに協議により判断します。
40	【燃料費（等）調整単価について】 契約期間中は、みなし小売電気事業者（四国電力株式会社様）または、一般送配電事業者（四国電力送配電株式会社様）の入札時の約款に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。	燃料費等調整単価は、契約書（案）第9条第2項（2）のとおりです。 なお、みなし小売電気事業者（四国電力株式会社）の標準供給条件（電気標準約款）の燃調費調整制度に準じるかどうかは、「一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要項）等」をもとに協議により判断します。
41	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	別項目を設けての値引きで差し支えありません。
42	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	請求書については、専用Webページからのダウンロード形式（電子請求書）で差し支えありません。
43	【請求書の発行について①】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。 分割請求をご希望の場合、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対しての按分を発注者様に作成いただく必要がございますがご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
44	【請求書の発行について②】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、各施設をまとめた一括請求について発行することができません。供給地点特定番号毎の個別での請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。 一括請求をご希望の場合、各施設で計量日が異なる場合まとめて請求書を発行する事が出来ませんがご了承いただけますでしょうか。 また、一括請求の場合、請求書は郵送となり需給施設毎の内訳書については、WEBページ上での閲覧及びダウンロードをお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。

番号	質問事項（原文のまま）	回答
45	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）	仕様書記載のとおりです。
46	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	計量日（検針日）は毎月1日です。
47	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	エバーグリーン・マーケティング株式会社
48	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
49	【請求書の提出期日について】 契約書（案）第10条で、翌月10日頃までに請求するものとするが記載がございますが、1月や5月など月初に祝日が重なる月は10日を過ぎてしまう可能性がございます。 上記のような場合、提出期日について考慮していただくことは可能でしょうか。	毎月10日頃であれば、差し支えありません。
50	【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
51	【契約後の協議について】 当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議は、仕様書3（2）に該当すれば応じます。契約金額変更は契約書（案）第2条第4項に記載のとおりです。それを除けば、契約期間中は原則、契約金額の改定を行いません。
52	【料金のお支払方法について】 弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかでお願いをしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
53	【契約保証金について】 契約書（案）第3条の通り、免除という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

質問別紙「電力会社の契約種別」

No.	施設名	現在（令和7年度） 契約電力会社 契約種別	（参考：R5年度） 四国電力（株）の電力需 給契約の契約種別	備考
1	徳島県消防防災航空隊及び 徳島県警察航空隊	高圧	業務用電力	
2	徳島県立防災センター及び 徳島県消防学校	高圧	業務用電力	
3	徳島県鳴門合同庁舎	高圧	業務用電力	
4	徳島県食肉衛生検査所	高圧	業務用電力	
5	徳島県動物愛護管理センター	高圧	業務用電力	
6	徳島県自治研修センター	高圧	業務用電力	
7	徳島県中央こども女性相談センター	高圧	業務用電力	
8	徳島県立保健製薬環境センター放射 能棟	高圧	業務用電力	
9	徳島県立総合看護学校	高圧	業務用電力	
10	徳島県東部保健福祉局徳島保健 所庁舎	高圧	業務用電力	
11	徳島県小松島県民サービスセンター	高圧	業務用電力	
12	徳島県東部保健福祉局吉野川保 健所庁舎	高圧	業務用電力	
13	徳島県南部総合県民局保健福祉 環境部阿南庁舎	高圧	業務用電力	
14	徳島県西部総合県民局保健福祉 環境部三好保健所庁舎	高圧	業務用電力	
15	徳島県西部総合県民局保健福祉 環境部美馬保健所庁舎	高圧	業務用電力	
16	徳島県立中央テクノスクール	高圧	業務用電力	
17	徳島県立南部テクノスクール	高圧	業務用電力	
18	徳島県立西部テクノスクール	高圧	業務用電力	
19	徳島県立工業技術センター	高圧	業務用高負荷 ・蓄熱	

「徳島県消防防災航空隊及び徳島県警察航空隊ほか 18 施設で使用する電気」 契約書（案）の修正について

(新)	(旧)
(契約電力) 第6条 徳島県工業技術センターを除く施設の各月の契約電力は、その1月の最大需用電力と前の11月の最大需用電力のうち、いずれか大きい値とする。 2 徳島県工業技術センターの各月の契約電力は、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値は、原則として、これを超えないものとする。 3 前項の契約電力の値を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上、これを変更することができるものとする。 4 受注者は、発注者が前項の規定によらず契約電力を超過した場合には、契約超過金の支払について発注者と協議を行い、発注者の責めに帰する事由であると認められたときは、以下の算定により算出した金額を契約超過金として発注者に請求することができる。 契約超過金＝(当該月の最大需要電力－当該月の契約電力)×基本料金単価×(1.85－力率/100)×1.5	(契約電力) 第6条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前の11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。